

(様式)

常任委員会行政視察報告書

委員会名	経済建設常任委員会	委員名	高見 一典
視察地	山口県長門市		
調査事項	‘オソト天国’の実現を目指す温泉街の再生について		
視察年月日	令和5年10月17日		
視察内容	<p>山口県長門市は平成17年3月に長門市、三隅町、油谷町、日置町の1市3町が合併。人口は合併時には5万人を超えていたが、その後減少が続く中、令和5年の住民基本台帳では3万1千人になっている。</p> <p>「長門湯本温泉の再生に向けた取り組み」～全国温泉地ランキングTOP10の温泉街を目指して～と題しての資料に基づき説明を受けた。長門湯本温泉は山口県内で最も古い歴史を持つ温泉であるが、最盛期の年間宿泊推移では昭和59年の39万人（旅館11軒）をピークにしてからは30年間下降線を辿っていた。また平成26年に老舗旅館が廃業し、温泉街の中心に遊休地が広がる苦しい状況に立たされた。その平成26年時は宿泊数18万人とピーク時の5割以上を割り込んだ。</p> <p>そこで、全国の温泉地における豊富な知見を有する星野リゾートと連携し、温泉街再生に向けたマスタープランを策定。魅力的な温泉街が持つ6つの要素を戦略的に配置し、持続可能な観光地経営に繋げるため、ランドスケープデザインを活かした温泉街のリニューアルに取り組んだ。自然を生かした魅力的な温泉街を持つ温泉地を目指し、「全国温泉地ランキングTOP10」に向けた戦略を立てた。2015年時の観光経済新聞につぼんの温泉100選では86位に位置していた長門温泉。ちなみに2022年時のNo.1は群馬県の草津温泉、道内では唯一5位に登別温泉が入っており、層雲峡温泉は38位（前年は43位）。再生計画マスタープランでは令和2年から令和13年までの10年間で、全国TOP10を目指すとしている。魅力的な温泉街に必要な6つの要素として「風呂（外湯）」「食べ歩き」「文化体験」「そぞろ歩き（回遊性）」「絵になる場所」「休む・佇む場所」、この6つの要素を長門湯本の地形や観光資源などで表現し、土地の魅力を最大限生かせるようなリノベーションを進めてきた。長門湯本温泉観光まちづくり計画整備スケジュール（5年間）は、民間、県、市が連携して温泉街全体を整備していくため①ソフト、②ハード（実施設計・駐車場・メインエリア・市道美装化・河川整備）、③民間開発（界長門・恩湯）とした。計画当初から整備完了まで4年間で延べ85回、地域に対して交通や景観、公共空間の社会実験・説明会・ワークショップなど丁寧に議論を重ねてきた。重要な計画実現のための財源では、ハード・ソフト事業は国の補助事業などを最大限活用するため、ハード整備は国交省の景観まちづくり刷新支援事業（補助率1/2）、ソフト事業は内閣府の地方創生推進交付金（補助率1/2）を活用し、長門市事業費（H28～R2）約23億円（ハード19.6億円、ソフト3.8億円。内訳は一般財源5.1億円（22%）、国補助金9.6億円（41%）、合併特例債8.7億円（37%）となっており、別途に県事業費として飛び石等の河川整備事業実施。さらに民間投資による新規事業も積極的に展開し、飲食店・工房・土産店・シェアハウス・体験など10軒以上の新規参入が実現した。こうした取り組みにより温泉地ランキングでは年々上昇し、昨年22年時では50位にまで上昇し功を奏している。</p> <p>最後にまとめとして、ハード事業はR2年でほぼ終了したが、ソフト事業は今後も継続して</p>		

(様式)

いくため、長門市と星野リゾートによるマスタープラン（観光まちづくり計画）の策定、地域との合意形成、地域の活動を反映させる仕組み、民間事業者による投資を促すための環境整備、10年20年後を考えた取組を継続実施していく必要性を力説していた。

旭川市には残念ながら天然温泉街は無いが、沸かし湯による温泉街が高砂台にあるため、こうした事業の可能性や、特に駅前中心部ですでに半世紀を経過した買物公園の再生・活性化に向け、ハード・ソフト事業両面から、国の補助事業や行政、民間等の協力を得ながら取り組めないか、検討の余地があるのではと感じた。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

常任委員会行政視察報告書

委員会名	経済建設常任委員会	委員名	高見 一典
視察地	熊本県		
調査事項	阿蘇草原再生プロジェクトについて		
視察年月日	令和5年10月18日		
視察内容	<p>熊本県は人口約 175 万人弱 (23 位)。熊本市内に所在している熊本県庁内にて「阿蘇草原再生プロジェクト」について視察。阿蘇草原 (牧野) の面積は約 22,000ha で内、約 16,000ha (約 72%) が野草地を占めており、日本一の面積である。</p> <p>1996 年、環境庁の主催により「草原懇話会」が開催され、地域内外の草原関係者のほか多くの一般参加者 (約 300 人) が一堂に会して草原のことを話し合うという、当時としては非常に画期的な出来事の懇話会が開催され、この後 2005 年 (H17) に自然草原再生推進法に基づく協議会として「阿蘇草原再生協議会」が設立された。この協議会では「阿蘇草原再生協議会設立趣意書」の趣旨に賛同し、阿蘇の草原再生につながる活動に継続的に参加する個人、団体または法人の参加者を公募し、2023 年 (R5) 現在では牧野組合や行政など、約 260 の団体・個人で構成されている。寄付者から収受した寄付金や募金等を適正に管理運営するために 2010 年 (H22)、当協議会において「阿蘇草原再生募金」設置され、事務局は公益財団法人阿蘇グリーンストックが請け負っている。事務局の阿蘇グリーンストックは受託調査事業として環境省から阿蘇草原再生野草地環境保全計画調査事業や熊本県から阿蘇草原維持再生基礎調査 (5 年に 1 回)、野焼き後継者育成事業、野焼き再開支援事業、恒久防火帯整備モデル事業、阿蘇草原応援企業サポーター認証事業等を実施。基本的な財源は寄付金及び募金を主としながら事業概要として、公益事業 1 は自然保全事業では、草原保全活動・各種研修会開催・森づくり活動・普及啓発活動。公共事業 2 は自然体験・農業体験学習事業として、農村体験型修学旅行受入事業・環境教育&農業体験事業。公共事業 3 は調査研究事業を実施している。収益事業 1 は、あか牛オーナー事業、収益事業 2 は食事提供及び農畜産物販売事業、収益事業 3 は受託調査事業、収益事業 4 は受託管理事業がある。熊本県ではこの広大な阿蘇草原を利用しながら、牛馬の農畜産業が北海道同様、特に盛んであるが、国からの多面的活用支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、放牧活用型持続的畜産生産推進事業、公共牧場機能強化等体制整備事業、熊本型放牧高度化支援事業、自給飼料増産総合対策事業など、多くの支援メニューを県・市町村・事業主体・農協等と連携しながら実施している。</p> <p>また、草原や地形や河川等を利活用した観光の取り組みも積極的に幅広く取り入れており、草原トレッキングウオーク&ツアー、天空ヨガ、ナイトトレッキング、草原 BBQ、ふれあい牧場、クライミング・ボルダリング、ラベリング (ロープ降下)、ヘリコプター遊覧、パラグライダー体験、熱気球級体験、乗馬体験 (引き馬)、レンタルサイクル、四輪バギー体験、阿蘇神社周辺散策ツアー、火山博物館ミュージアムツアー、ジオパークガイド、縄文聖地&パワースポット巡りなど、多種多彩な観光メニューを数多く実施している。</p> <p>阿蘇の草原を守るために「企業サポーター」を募集し、阿蘇草原応援企業サポーター制度を導入している。運営の主たる寄付金や募金の使い方はハードへの支援、ボランティアへの支援、地域住民への支援に有効活用されている。草原維持再生についての課題として、阿蘇草原 (牧</p>		

(様式)

野)で野焼き再開の可能性がある牧野組合の支援、牧野の畜産利用推進、牧野維持の省力化(防火帯整備と維持、ICT活用での放牧管理省力化、遠隔監視等)、多様な利活用の推進(組合内合意形成、預託や放牧・採草希望者の仲介)、観光・レクリエーション、環境学習等の推進、維持管理体制の充実(新規就農者育成・地元住民の協力参加の啓発・県内外からのボランティアの充実・県内企業の社会貢献活動参加、草原の公益機能実証と維持管理の重要性啓発を挙げている。

熊本県は北海道同様、農業が盛んであるが、農業者戸数や酪農家戸数が近年、急激に減少しており、北海道・旭川市においても、こうした耕畜連携を重要視しながら自然景観を維持し、観光産業に視点を置くのも大変参考になると感じ、取り入れて行けたらと思う。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

常任委員会行政視察報告書

委員会名	経済建設常任委員会	委員名	高見 一典
視察地	鹿児島県鹿児島市		
調査事項	まちなかりノベーション推進事業について		
視察年月日	令和5年10月19日		
視察内容	<p>鹿児島市は人口約60万人。市役所においてまちなかの空き店舗を利用したリノベーション推進事業について視察。本推進事業の経緯は空き店舗等の有効活用によるまちの賑わい創出が必要との考えから、遊休不動産のリノベーションの手法を活用したエリア価値の向上と人材・組織の育成を図る目的で平成29年度から実施。概要は街なかりノベーション講演会の開催、街なかりノベーション実践セミナーの開催（計6回）している。リノベーションとは古い建物の機能を今の時代に適した在り方に変えて、新しい機能を付与することだが、要するに既存のものよりも価値を高めるための改修や刷新を意味している。</p> <p>市内8地区の主要な商店街において空き店舗（空き地含む）の状況について実態調査を行った（計47商店街）。調査期間は令和5年1月16日～1月27日までの12日間。調査対象としては、①区域内の通りに面した1階部分の店舗（有料駐車場含む）とした。②空き店舗は商業用形態店舗でシャッターが閉められている、シャッターは無いが住宅の一部、又は倉庫・車庫等に使用されていない店舗とし、判断に迷うものは周辺確認。③空き地については有料駐車場等に供されていないもの及び用途の分からないものは空き地としてカウント。④建築中のものは調査対象外。⑤改装中のものは空き店舗としてカウント。⑥一部地区内において調査対象外有り。47商店街での店舗調査数は1,862店舗で内、空き店舗と認定されたのは186店舗であった。</p> <p>各地区別空き店舗率の推移（過去10年度分）では地区ごとで多少のばらつきはあるが、全体では約10%前後で推移しており、極端に空き店舗率が上昇傾向には至っておらず、令和2年度の11.6%の最高値から本年まで0.5%～1%減少傾向に至っているのは、この推進事業の効果と言える。又、令和5年度鹿児島市中小企業融資制度として「街なかりノベーション推進資金」（融資限度額1,000万円、資金使途は運転・設備資金、融資期間は運転7年以内・設備10年、融資利率は年1.7%～2.3%※利率変動有り、保証料を市が5分の4を補助）を設置したが、残念ながら現在のところ利用者はゼロとなっている。しかし、同制度の中で「創業支援資金」については使い勝手が良いため、すでに721件が利用しており令和4年時点で意外に少なく1件当たり平均300万円前後の融資状況となっている。利用条件としては、①市内で事業を開始した個人、又は会社を設立した個人で6ヶ月を経過していない方、②市内で1ヶ月以内に新たに個人で事業を開始、又は2ヶ月以内に新たに会社を設立しようとする方、③本市の特定創業支援等事業（創業スキル養成講座等）を受けて6ヶ月以内に市内で事業を開始しようとする方、④市内で操業してから5年未満で、かつ、全事業所を市内に移転しようとする方（移転後6ヶ月未満の方を含む）。融資条件は2,000万円（内、運転資金は1,400万円）、融資期間は運転7年・設備10年以内。融資利率は年1.7%～2.3%（利率変動有り）保証料率は創業関連保証：年1.0%、一般保証：年0.45%～1.9%。保証料補助は3分の2としている。さらに「新規開業支援利子補給金」もあり、創業支援資金を利用した事業者に対し当初12ヶ月以内の支払い利子相</p>		

(様式)

当額（上限 30 万円）とし、市内で新規開業する中小企業者の負担軽減を図るための補助制度である。又、本年「創業者テナントマッチング事業」制度も立ち上げ、中心市街地や団地核の空き店舗に出店する方で、店舗の整備に要する経費の一部を補助している。補助制度利用に関しては一定の要件を満たしていなければならないが、対象経費の 2 分の 1 以内（限度額 100 万円 / 50 万円）と魅力的であり、商店街活性化に向け力を入れていると感じた。

旭川市においても買物公園や各地域商店街の活性化に向けて、非常に参考になる取り組み内容であった。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。